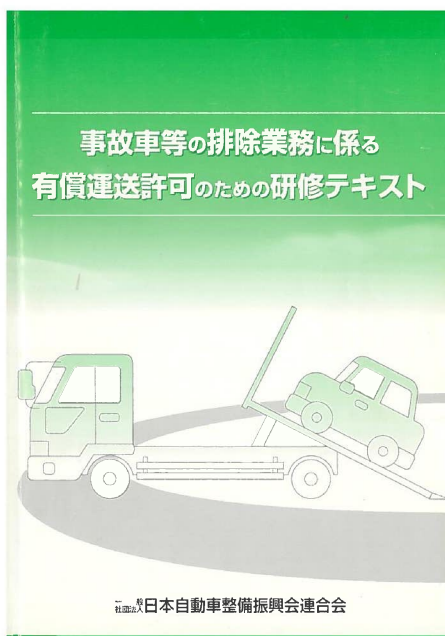


事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修テキストの改訂について

平成29年3月に施行された改正道路交通法により、運転免許の種類に「準中型自動車」免許が追加されていること、令和元年10月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令の公布及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する公示が行われたことにより、「電気自動車等の整備業務に係る特別教育」が新設されていることから、有償運送許可のための研修テキストの一部の内容が別紙のとおり改訂されましたのでお知らせいたします。

事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修テキスト



事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修テキスト【第3版 3刷】(令和3年4月改訂)

	改訂後	改訂前																																																		
8頁	<p>3.道路交通法</p> <p>(1) 運転免許(道交法第67条・第84条～87条)</p> <p>平成29年3月12日の改正道路交通法の施行により、準中型自動車運転免許(準中型免許)制度が導入され、四輪以上の自動車の運転免許は「普通免許」、「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」の4種類になりました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>普通自動車</th> <th>準中型自動車</th> <th>中型自動車</th> <th>大型自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許の種類</td> <td>普通免許</td> <td>準中型免許</td> <td>中型免許</td> <td>大型免許</td> </tr> <tr> <td>受験資格</td> <td>18歳以上</td> <td>18歳以上</td> <td>20歳以上・経験2年以上</td> <td>21歳以上・経験3年以上</td> </tr> <tr> <td>車両総重量</td> <td>3.5t未満</td> <td>7.5t未満</td> <td>11t未満</td> <td>11t以上</td> </tr> <tr> <td>最大積載量</td> <td>2t未満</td> <td>4.5t未満</td> <td>6.5t未満</td> <td>6.5t以上</td> </tr> <tr> <td>乗車定員</td> <td>10人以下</td> <td>10人以下</td> <td>29人以下</td> <td>30人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正前の普通免許または中型免許を受けている方は、改正後も同じ範囲の自動車を運転することができます。</p> <p>(例:改正前の普通免許は、車両総重量5t未満及び最大積載量3t未満の限定が付された準中型免許とみなされます。)</p> <p>《けん引免許》</p> <p>大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の免許のほか、けん引免許が必要。ただし、750kg以下の車、または故障車をロープ・クレーン・レッカー装置等でけん引する場合には不要。</p> <p>なお、故障車自体を移動する場合、その車両に応じた運転免許が必要となることを理解しておくこと。</p>	自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車	免許の種類	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許	受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上・経験2年以上	21歳以上・経験3年以上	車両総重量	3.5t未満	7.5t未満	11t未満	11t以上	最大積載量	2t未満	4.5t未満	6.5t未満	6.5t以上	乗車定員	10人以下	10人以下	29人以下	30人以上	<p>3.道路交通法</p> <p>(1) 運転免許(道交法第67条・第84条～87条)</p> <p>貨物自動車の事故防止を図るため、平成19年6月2日より中型免許制度が設けられた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通自動車</th> <th>中型自動車</th> <th>大型自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験資格</td> <td>18歳以上</td> <td>20歳以上・経験2年以上</td> <td>21歳以上・経験3年以上</td> </tr> <tr> <td>車両総重量</td> <td>5t未満</td> <td>5t以上・11t未満</td> <td>11t以上</td> </tr> <tr> <td>最大積載量</td> <td>3t未満</td> <td>3t以上・6.5t未満</td> <td>6.5t以上</td> </tr> <tr> <td>乗車定員</td> <td>10人以下</td> <td>11人以上・29人以下</td> <td>30人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>《けん引免許》</p> <p>大型自動車・中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の免許のほか、けん引免許が必要。ただし、750kg以下の車、または故障車をロープ・クレーン・レッカー装置等でけん引する場合には不要。</p> <p>なお、故障車自体を移動する場合、その車両に応じた運転免許が必要となることを理解しておくこと。</p>		普通自動車	中型自動車	大型自動車	受験資格	18歳以上	20歳以上・経験2年以上	21歳以上・経験3年以上	車両総重量	5t未満	5t以上・11t未満	11t以上	最大積載量	3t未満	3t以上・6.5t未満	6.5t以上	乗車定員	10人以下	11人以上・29人以下	30人以上
自動車の種類	普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車																																																
免許の種類	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許																																																
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上・経験2年以上	21歳以上・経験3年以上																																																
車両総重量	3.5t未満	7.5t未満	11t未満	11t以上																																																
最大積載量	2t未満	4.5t未満	6.5t未満	6.5t以上																																																
乗車定員	10人以下	10人以下	29人以下	30人以上																																																
	普通自動車	中型自動車	大型自動車																																																	
受験資格	18歳以上	20歳以上・経験2年以上	21歳以上・経験3年以上																																																	
車両総重量	5t未満	5t以上・11t未満	11t以上																																																	
最大積載量	3t未満	3t以上・6.5t未満	6.5t以上																																																	
乗車定員	10人以下	11人以上・29人以下	30人以上																																																	
49頁	<p>第4章 ハイブリッド車・電気自動車の取扱いについて</p> <p>(注意:2) ハイブリッド車・電気自動車等の事故車及び故障車の排除業務を行う際に、作業内容等により「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」を受けていることが必要になります。</p>	<p>第4章 ハイブリッド車・電気自動車の取扱いについて</p> <p>(注意:2) ハイブリッド車・電気自動車等の事故車及び故障車の排除業務を行う際に、作業内容等により「低圧電気取扱特別教育」を受けていることが必要になります。</p>																																																		
99頁	<p>第6章 事故車等の排除業務に係る取扱い解釈(Q&A)</p> <p>問4-7. 排除対象車がハイブリッド車及び電気自動車等であった場合、電気自動車等の整備の業務に係る特別教育修了者でないとは業務できないか。</p> <p>答. 排除対象車によっては、電気自動車等の整備の業務に係る特別教育修了者等の専門的知識が必要な場合がある。</p> <p>電気自動車等の普及が進んでいることから、すでに講習を受けていることを前提としている。</p>	<p>第6章 事故車等の排除業務に係る取扱い解釈(Q&A)</p> <p>問4-7. 排除対象車がハイブリッド車及び電気自動車等であった場合、低電圧特別講習修了者でないとは業務できないか。</p> <p>答. 排除対象車によっては、低電圧特別講習修了者等の専門的知識が必要な場合がある。</p> <p>電気自動車等の普及が進んでいることから、すでに講習を受けていることを前提としている。</p>																																																		

※赤字下線部分が改訂箇所です。